

12月10日の本会議において、産業経済常任委員会に付託を受けました、議案第106号、議案第113号及び議案第114号の3議案について、12月15日に開催した委員会の審査経過及び結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第106号湖南省工場立地法準則条例の制定については、特定の企業からの要望を受けての制定かとの質疑に対して、特定の企業からの要望はありません。湖南省産業振興ビジョン策定にあたり、市の抱える課題の一つに土地問題があり、規制を緩和することで少しでも魅力ある用地になる事を支援するための条例です。との答弁でした。また具体的な効果は見込めるかとの質疑に対して、たちまち具体的な設備投資等は聞いてないが、関係団体等に対して説明を行うなど、出来ることをお示ししたうえで、活性化を促したい。との答弁でした。

反対討論は無く、賛成討論として、極端に緑地が減るということもなく、産業の回帰に有効であるため賛成とする。と討論がありました。

議案第113号湖南省間伐材利用体験施設設置条例を廃止する条例の制定については、「木工の館」を廃止する理由として老朽化が要因との説明がありましたが、どの様に老朽化しているのかとの質疑に対して、雨漏り、ガラスの破損等であり、施設は除却せず活用方法を検討している。公共施設総合管理計画においても「もりの駅」「土の館」と併せ3施設一体的に民間譲渡に向けて検討することとしているとの答弁でした。3施設一体に検討しているとのことであるが、なぜ今回この施設の廃止に伴う条例だけ提案されたのかとの質疑に対して、「木工の館」の利用者数が少ないため先行して廃止し、今後一体的に検討するとの答弁でした。また、土地は借地であり、施設を民間譲渡する計画は地権者への説明・話し合いはできているのかとの質疑に対して、地権者との協議はできていないとの答弁でした。

現在、市が進めている公共施設等総合管理計画個別施設計画との整合性も図れておらず、また、条例廃止後の施設管理や地権者との協議も未確定であることから、審査を了することが適当ではないため、継続審査とすることに決定しました。

議案第114号湖南省道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、県が定めた金額を充当しているのか、との質疑に対して、分類は土地の評価額と人口規模で算定され、国道・県道・市道と同金額である。との答弁でした。

討論はありませんでした。

議案第106号、議案第114号の2議案については、採決の結果、いずれも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。